

平成26年4月から 産前産後の休業期間中も 保険料免除に

育児休業等期間中の健康保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されています。

さらに平成26年4月からは、産前産後休業期間中の健康保険料についても、事業主からの申し出により免除されることになりました。



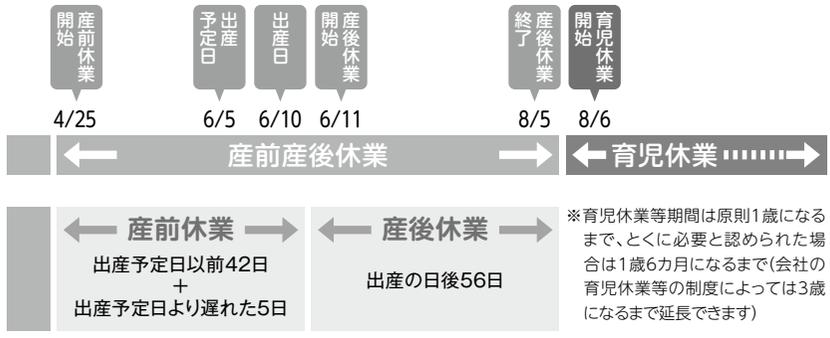
産前産後休業期間とは？

出産の日（出産の日が出産予定日より遅れた場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日の間のうち仕事を休んだ期間

産前産後休業中の健康保険料免除期間

産前産後休業を開始した日の含まれる月からその産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間

- 例** 出産予定日6月5日、出産日6月10日、産後休業後引き続き育児休業を開始する場合
- 産前産後休業期間 4月25日～8月5日
 - 保険料免除 4・5・6・7月分



※育児休業等期間は原則1歳になるまで、とくに必要と認められた場合は1歳6カ月になるまで(会社の育児休業等の制度によっては3歳になるまで延長できます)

※平成26年4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した場合は、施行日を休業開始日とみなします

← 4・5・6・7月分の保険料免除 →

産前産後休業を開始した4/25の含まれる4月から終了する8/5の翌日が含まれる8月の前月(7月)まで

※育児休業等期間も保険料は免除されます

産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例

産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額の改定をすることができます。

※標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日が含まれる月以後の3カ月間に受けた報酬(支払基礎日数が17日未満の月は除く)の平均額により決定し、その翌月から改定されます
※育児休業等終了後も標準報酬月額改定の特例があります

